

第1 「地域学校協働活動」とは



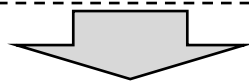
夏休み算数教室
狹山市立入間川東小学校

「地域学校協働活動」の推進に向けて

1 背景

(1) 社会の動向

- 急激な少子高齢化やグローバル化の進展等に伴い、激しく社会環境が変化してきている。
- 地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの課題がある。
- 学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ、子供を取り巻く問題が複雑化・困難化してきている。



社会総掛かりでの対応が必要

予測がつかないこれからの世の中を、柔軟に逞しく生き抜いていける人材の育成を考えた時、学校だけが子供の教育を担うのではなく、地域社会も教育に責任をもち、社会総掛かりで子供を育てていく必要があること、またそのためには、学校や地域人材が個別に教育に関わるのではなく、ネットワークを作って取り組んでいくことが有効である。

(2) 国の動き

○ 平成27年12月

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

- ・「地域学校協働活動」の推進及び「地域学校協働本部」の全国的な整備の提言

○ 平成28年1月

『次世代の学校・地域』創生プラン

- ・本プランの実現に向け、社会教育法の改正、「地域学校協働本部」の全国的な整備が進められた。

○ 平成29年3月

社会教育法改正

- ・「地域学校協働活動」を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備
- ・「地域学校協働活動」に関し地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備

次期学習指導要領告示（小・中・高〔高等学校は平成30年3月告示〕）

- ・「社会に開かれた教育課程の実現が重要」
- ・「学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること。」

2 「地域学校協働活動」とは

(1) 定義

「地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、『学校を核とした地域づくり』を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動」

(2) 具体的な活動例

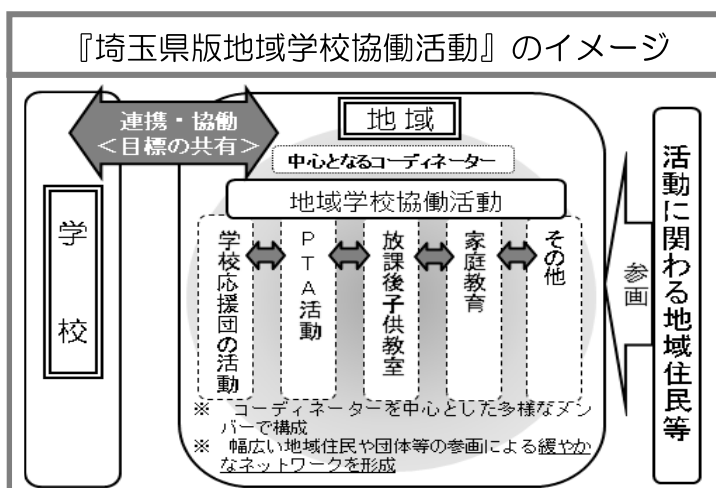
- ・登下校の見守り・読み聞かせ・授業補助・学校周辺環境整備・部活動支援
- ・放課後や土曜日等における学習プログラムの提供・家庭教育支援活動
- ・地域人材育成・防災教育・ボランティア活動への参画・郷土学習
- ・地域行事への参画

※「地域学校協働活動」は法令に規定された新たな取組といえるが、本県においてはそれぞれの学校・地域ですでに取り組んでいる活動といえる。しかしながら、地域が学校を「支援」という一方向の関係ではなく、学校と地域がパートナーとして「連携・協働」した活動を目指す必要がある。

(3) これまでとこれから

これまで個別に行われていた「学校応援団」や「放課後子供教室」等の活動が、互いに人材の行き来をさせながら、ネットワークをつくり、横のつながりをもって取り組まれることや、更なる多様な地域人材、団体・組織の主体的な参画が想定されている。

また、それぞれの活動がネットワークをつくっていくということになると、活動自体がこれまでより大きなものになったり、参画する人々が増え、多様になっていったりすることも想定されるため、活動に参加する人々が協議をしたり、共通理解を図ったりする場である、「地域学校協働本部」の整備が効果的と考えられている。



3 「地域学校協働本部」とは

(1) 定義

「従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤とするなど、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制」

※「学校支援地域本部」：本県における「学校応援団」のような学校への支援組織に対する国の呼称

(2) 「本部の3つの要素」

国は以下の3点を、「地域学校協働本部」を成立させるために「必須とすることが重要」とし、「本部の3つの要素」を示している。

- ①コーディネート機能・・・多様な団体・組織とのネットワークを構築するために連絡・調整を行い、円滑な活動の推進に寄与するコーディネーターによる働き
- ②多様な活動・・・より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施
- ③継続的な活動・・・地域学校協働活動の継続的・安定的実施

(3) 「本部の3つの要素」に係る本県の現状

本部の3つの要素	本県の現状
①コーディネート機能	全ての小・中学校に「学校応援コーディネーター」がいる。
②多様な活動	「学校応援団」等では、ネットワークを活かした様々な活動がすでに行われている。
③継続的な活動	平成24年度以降、全ての小・中学校に「学校応援団」が整備されている。

表に示したように、本県においてはすでに、「本部」の整備に向けた素地ができあがっているといえる。

4 「地域学校協働活動」の充実

「地域学校協働本部」という新たな組織をつくることで、地域学校協働活動が充実していくと考えられる。しかしながら、本県では、他県に先んじて「学校応援団」を組織してきているので、「学校応援団」を中心として、「放課後子供教室」「PTA」「公民館」等と連携して取り組むことで、多様で継続的な地域学校協働活動を実施することができると考えている。そこで重要となるのが、学校応援コーディネーター（地域学校協働活動推進員）等である。地域の様々な団体と繋がり、学校と地域住民の橋渡し役となる存在である。

また、文部科学省では、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進している。学校応援コーディネーター（地域学校協働活動推進員）等が、学校運営協議会の委員となることで、「学校と地域」「地域と地域」「保護者と地域」を繋ぐことが期待される。そして、学校運営協議会での地域学校協働活動についての協議を通して、新たな繋がりが生まれ、地域学校協働活動が多様で継続的な活動になっていき、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」が実現していくと考えている。

※国は第3期教育基本計画（平成30年6月15日閣議決定）において、2022年度までに「全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されること」、「全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されること」を目指しています。